

(案)

府子本第※※※号
平成※※年※月※※日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

子ども・子育て支援整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 年 月 日より適用することとされたので通知する。

別 紙

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱

(通 則)

第1条 子ども・子育て支援整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物をいい、「病児保育施設」とは、児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。

第4条 この要綱において、「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	平成27年7月13日府子本第204号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。
応急仮設施設整備	通知の第6により整備すること。

(交付の対象)

第5条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設置する第3条に定める放課後児童クラブ又は病児保育施設の整備（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）
- (2) 都道府県又は市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人が設置する第3条に定める放課後児童クラブの整備に対して行う補助（都道府県が行う補助については、昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知の別紙「放課後児童クラブ整備費交付要綱」（以下、「国庫補助金交付要綱」という。）により放課後児童クラブ整備費国庫補助金（以下、「国庫補助金」という。）の交付を前年度以前から受けている施設整備事業（以下、「継続事業」という。）に限る。）
ただし、(1)又は(2)に該当する場合であっても、整備予定の放課後児童クラブについて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に規定する専用区画に関する基準（おおむね1.65平方メートル以上）を満たしていない場合には、交付の対象としないものとする。（市町村が定める条例における経過措置等により、当該基準を満たしているとみなされているものを除く。）
- (3) 市町村が設置する第3条に定める放課後児童クラブの施設整備に対し、都道府県が行う補助。（継続事業に限る。）
- (4) 市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及び日本赤十字社並びに医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所及び同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第3条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助

(交付金の対象外)

第6条 この交付金は、次に掲げる費用については交付金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第7条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、継続事業については、算定基準を除き、国庫補助金を受けた初年度の国庫補助金交付要綱に定める算定方法によるものとする。

- (1) 市町村が施設の整備を行う場合

別表1及び2の第3欄の種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と第1欄の区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に第6欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合

(1)に定める方法と同様の方法による。（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）

(国の財政上の特別措置)

第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第7条による。）

ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第2項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

(2) 過疎地域自立促進特別措置法（平12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合

(3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。

（創設を除く。））

(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合

(交付の条件)

第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町村が施設の整備を実施する場合

ア 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

また、内閣総理大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式4の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県又は市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として補助金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア (1)のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件

この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しておかなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙11により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(3) (2)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

第10条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式1による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から前項の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式2により、毎年度8月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。第14条(3)において同じ。）は、別紙様式1による申請書を毎年度8月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

第11条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定)

第12条 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。

(1) 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到着した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対して別紙様式3により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。

(3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日

以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第13条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第14条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、別紙5の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙6の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに内閣総理大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(第9条(1)ウ又は(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式9の様式による報告書を当該市町村の属する都道府県の知事を経由して内閣総理大臣に提出して行わなければならない。

(2) 都道府県知事は、市町村から前項の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式8による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 継続事業の場合には、(1)、(2)に関わらず、都道府県知事は、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(第9条(1)ウ又は(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第16条 都道府県知事は、内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し、別紙様式10により、速やかに確定の通知を行うこと。(継続事業の場合を除く。)

(交付金の返還)

第17条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第18条 特別の事情により、第8条、第10条、第11条及び第15条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。